

工事成績評定の審査項目別運用表(解体工事)

※ 該当するものに”レ”をする。

[総括監督員]

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	① 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<b>解体工事</b>	[ 評価対象項目 ] <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____ )  上記該当項目を総合的に判断してa, b, c, d, e評価を行う				<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。  該当すれば……d  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  該当すれば……e
	② 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<b>解体工事</b>	[ 評価対象項目 ] <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____ )  上記該当項目を総合的に判断してa, b, c, d, e評価を行う				<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。  該当すれば……d  <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。  該当すれば……e

工事成績評定の審査項目別運用表(解体工事)

※ 該当するものに"レ"をする。

[総括監督員]

審査項目	細別	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	① 施工条件等への対応	<p>■ 施工規模の大きさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象建造物の高さ、施工面積等の規模</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象建造物の形状の複雑さ</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他</p> <p>理由:</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延べ面積10,000㎡以上の建物</li> <li>・ 地上9階以上の建物</li> <li>・ 地下2階以上の建物</li> <li>・ 大空間のホール等を有する建物</li> <li>・ 研究所等, 特殊設備・機能の有る建物</li> </ul>
		<p>■ 構造物固有の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 対象建造物の耐震レベル</p> <p><input type="checkbox"/> 5 既設建造物の補強, 撤去等特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 その他</p> <p>理由:</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事</li> <li>・ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>・ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>・ 耐震及び免震構造の工事</li> <li>・ 敷地内又は周辺部の工作物, 配管・配線等の大規模な移設, 切り直しを行った工事</li> <li>・ 仮設備等を設け, 配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事</li> <li>・ 休日・夜間作業が工程の60%以上をしめる改修工事</li> </ul>
		<p>■ 技術固有の難しさへの対応</p> <p><input type="checkbox"/> 7 工種及び工法の特異性</p> <p><input type="checkbox"/> 8 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用</p> <p><input type="checkbox"/> 9 その他</p> <p>理由:</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工場所や建造物の特異性に対処するための新技術, 新工法を採用した工事</li> <li>・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</li> <li>・ その他, 特殊な工法及び材料等を用いた工事等</li> <li>・ 特殊な設備システムを採用した工事</li> </ul>
		<p>■ 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 10 湧水の発生, 地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p><input type="checkbox"/> 11 軟弱地盤, 支持地盤の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 12 工事用道路・作業スペース等の制約</p> <p><input type="checkbox"/> 13 雨・雪・風・気温等の影響</p> <p><input type="checkbox"/> 14 その他</p> <p>理由:</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水位が高く, ウェルポイント等の排水設備の他, 大規模な山留め工法が必要な工事</li> <li>・ 冬期施工のため, 大規模な雪寒冬囲いをする必要があり, 冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</li> <li>・ 施工ヤードが狭く, 高さ制限もあり, 施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</li> <li>・ その他, 自然条件又は地盤条件への対応が必要であり, 特に評価すべき技術があると評価された工事</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>

工事成績評定の考査項目別運用表(解体工事)

※ 該当するものに"レ"をする。

[総括監督員]

考査項目	細別	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
		<p>■難しい周辺環境等,社会条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 15 地中埋設物等の地中内の作業障害物</p> <p><input type="checkbox"/> 16 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物</p> <p><input type="checkbox"/> 17 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 18 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 19 生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約</p> <p><input type="checkbox"/> 20 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業</p> <p><input type="checkbox"/> 21 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p> <p><input type="checkbox"/> 22 その他</p> <p>理由:</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元調整や環境対策の制約が多い工事。</li> <li>・ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。</li> <li>・ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。</li> <li>・ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。</li> <li>・ 大気圧を超える気圧下の作業室での工事。</li> <li>・ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。</li> <li>・ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。</li> <li>・ 大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事。</li> <li>・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</li> <li>・</li> </ul>
		<p>■施工現場での対応</p> <p><input type="checkbox"/> 23 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等</p> <p><input type="checkbox"/> 24 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</p> <p><input type="checkbox"/> 25 その他</p> <p>理由:</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。</li> <li>・ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事。</li> </ul>
		<p>■その他</p> <p><input type="checkbox"/> 26 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。</li> </ul>
	<p>評価</p>	<p style="text-align: center;">【工事特性のキーワード評価】</p> <p style="text-align: center;">評 点: _____ 点</p>	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 立会人が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、立会人等の意見も参考に評価する。

工事成績評定の考査項目別運用表(解体工事)

[総括監督員]

※ 該当するものに"レ"をする。

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	① 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に応報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: )  上記該当項目を総合的に判断してa, a', b, b', c, d, e評価を行う				

工事成績評定の考査項目別運用表(解体工事)

[総括監督員]

※ 該当するものに“レ”をする。

考査項目	細別	措置内容	点数
8 法令遵守等	I 法令遵守等	<input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上	-20 点
		<input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
		<input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以2ヶ月未満	-13 点
		<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
		<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8 点
		<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5 点
		<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合（もらい事故、交通事故は含まない）	-3 点
		<input type="checkbox"/> 8. その他 理由:	点
		<input type="checkbox"/> 9. 該当項目なし	

① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。  
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名,工期,施工場所等)を履行することに限定する。  
 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に仕事する現場作業員、監理技術者、主任技術者、即員証持員、請負会社現場作業員及び当該工事に関与し、請負会社を代表して現場に出入りする者に限る。  
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. その他

(理由: )

[記入方法] 該当する項目の□に レマークを記入する

[総括監督員]

審査項目	細別	総合評価方式における価格以外のその他の条件に係る評価内容の担保一覧		
8 法令遵守等	II 評価内容の担保	履行状況	点数	備考
		<input type="checkbox"/> 工期設定の適切性 (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 「施工に関する課題」に対する技術提案 (理由: ) (理由: ) (理由: )	-5 点 -10 点 -15 点	1提案につき-5点とし、 下限値を-15点とする
		<input type="checkbox"/> 「品質に関する課題」に対する技術提案 (理由: ) (理由: ) (理由: )	-5 点 -10 点 -15 点	1提案につき-5点とし、 下限値を-15点とする
		<input type="checkbox"/> (理由: ) (理由: ) (理由: )	-5 点 -10 点 -15 点	1提案につき-5点とし、 下限値を-15点とする
		<input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者の保有する資格 (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者の保有する専門資格 (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 過去の工事成績3件の平均点(地域実績評価型は最高点) (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 過去の主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無(地域実績評価型は同一業種) (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 施工経験工事の従事役職 (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 継続教育(CPD)の取組み (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> 優秀技術者の表彰 (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/> その他 (理由: )	-5 点	
		<input type="checkbox"/>		

本評価項目で評価する事例は、「総合評価方式で発注した工事の施工にあたり、価格以外のその他の条件に係る評価内容に対し、次の適応事例があった」場合に適用する。  
ただし、受注者の責によらないものを除く。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 「工事の手順が適切であり、工夫が見られる」と評価した工事について、工夫するとして手順で工事を実施しなかった場合
2. 「各工程の工期が適切で、工夫があり、工期短縮が見られる」と評価した工事について、工夫するとして施工計画を実施しなかった場合。または、実施したが工期を短縮できなかった場合
3. 「施工に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合
4. 「品質に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合
5. 主任(監理)技術者の保有する資格、専門資格、過去の工事成績、過去の同種・同規模工事の施工経験、経験工事の従事役職、継続教育(CPD)の取組み、優秀技術者の表彰等の各評価内容について評価した工事において、評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で、当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合

評価

評点： 点

- ※ ・総合評価方式における価格以外のその他の条件に関して、受注者の責により、評価の内容が満足されなかった場合、減点評価する。  
・各評価項目の減点の累計について下限値は設けない。